

第14期 (2020年6月1日から2021年5月31日まで)

# 定時株主総会招集ご通知における インターネット開示事項

## 事業報告

- 1. 新株予約権等に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1頁
- 2. 会計監査人の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1頁
- 3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況・・ 2頁

## 連結計算書類

- 連結株主資本等変動計算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6頁
- 連結注記表・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7頁

## 計算書類

- 株主資本等変動計算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21頁
- 個別注記表・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22頁

## 株式会社パソナグループ

第14期定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「新株予約権等に関する事項」「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」及び「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、当社ホームページ (<https://www.pasonagroup.co.jp>) に掲載することにより、株主の皆様提供しております。

## 【 事業報告 】

### 1. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

### 2. 会計監査人の状況

#### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

当社は、会社法に基づく会計監査ならびに金融商品取引法に基づく財務諸表監査及び内部統制監査を有限責任監査法人トーマツに委嘱しております。

なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はありません。

#### (2) 責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

#### (3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	74百万円
②当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	167百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区別しておらず、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

2. 上記②の金額は、各種アドバイザー業務等の非監査業務の対価が含まれております。

#### (4) 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

当社監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

#### (5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員会は監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査等委員会は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

### 3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

#### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社の業務の適正を確保するための体制の内容は以下のとおりであります。

- ①当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
  - a. 企業行動憲章を制定し、当社及び子会社の役職員に対して、企業行動憲章により定められている企業活動の根本理念を十分に理解させることにより、法令等遵守の意識の徹底を図る。
  - b. 当社及び子会社の取締役が、法令・定款を遵守すること、ならびに企業理念に則った行動を取るよう、各社の取締役会及び経営会議等を通じて監視し、徹底を図る。
  - c. 当社及び子会社の役職員が日々の業務を行うにあたり遵守すべき基本的な行動基準を定め、当社及び子会社のコンプライアンス推進のための活動・統制を行う組織としてコンプライアンス委員会を設置する。また、コンプライアンス委員会の活動概要は定期的に取り締役に報告する。
  - d. 当社はパソナグループ全体を対象とする内部通報制度を設け、内部通報窓口を社内及び社外に設置し、パソナグループの使用人等からの通報による、組織的または個人に関わる法令に違反する恐れのある重大な事実等の未然の防止、早期把握に取り組む。
  - e. CIU室及びグループ内部監査室はパソナグループ各社に対し内部監査を実施し、業務遂行の適正性、妥当性ならびに適法性を監査し内部統制の向上を図る。
  - f. 当社は、企業行動憲章に基づき、反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。また、不当要求等への対応を所管する部署を定めるとともに、事案発生時の報告及び対応に係る規程等の整備を行い、警察等関連機関とも連携し毅然と対応する。
  - g. 当社と利害関係を有しない社外取締役を選任し、取締役の相互監視・監督機能を強化することにより、適法性を確保する。
  - h. 常勤監査等委員ならびに当社と利害関係を有しない監査等委員である社外取締役による監視を行う。
- ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の意思決定または取締役に対する報告に用いる重要な文書の作成、保存及び廃棄については制定された文書管理規程に基づき、実行されるよう徹底を図る。
- ③当社及び子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制
  - a. 当社及び主要な子会社は危機管理について定められたリスクマネジメント規程により管理を行うとともに、役職員全員に危機管理マニュアルの概要を配布することにより徹底を図る。
  - b. リスクマネジメント体制における最高責任者はグループ代表とする。リスクに関する統括管理は当社及び主要な子会社に設置されたリスクマネジメント委員会が行い、コーポレートガバナンス本部の担当役員をリスクに関する統括責任者として指名する。
  - c. リスクマネジメント委員会は、危機管理マニュアルに基づいて予め具体的なリスクを想定・分類し、有事の際には迅速かつ適切な情報伝達が行えるよう、整備を行っておく。
  - d. 当社のCIU室及びグループ内部監査室は、当社及び子会社の各部署の日常的なリスク管理状況の監査を実施する。

④当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 当社及び子会社の各取締役の職務執行については、各社において組織規程により業務分掌、職務権限を定め、これにより責任の明確化ならびに効率的な業務の遂行を図る。
- b. 当社は定例取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。また、監査等委員ではない取締役及び常勤監査等委員ならびに役付執行役員が出席する経営会議において、業務執行に関する経営課題を審議する。
- c. 子会社は会社の規模に応じて定例取締役会を毎月もしくは少なくとも四半期に1回以上開催するよう取締役会規程を定めており、当社の経営企画部が開催状況を定期的に確認する。また、子会社は必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- d. 当社及び子会社の取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。

⑤当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

上記①～④に掲げる事項のほか、

- a. 子会社の取締役または監査役を当社から子会社に派遣し、取締役会への出席及び監査役による監査を通じて経営の状況を把握し、監督する。
- b. 子会社とグループ経営契約を締結し、取締役等の職務執行に係る重要事項について当社が報告を受けるとする。
- c. 当社のCIU室及びグループ内部監査室は当社及び子会社の内部監査を実施し、その結果を常勤の取締役及び監査等委員ならびに役付執行役員が出席する内部監査報告会に報告し、状況に応じて必要な管理を行う。
- d. 財務報告の適正性確保のため、当社の内部統制委員会は内部統制委員会規程に基づき、内部統制評価計画の策定、グループ内部監査室が実施する内部統制評価のモニタリングを行い、内部統制報告書を作成し、取締役会へ提出する。

⑥監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会室を設置し、監査等委員会室の要員が専任の補助使用人として監査等委員会の職務の補助を行う。

⑦前号の取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性及び監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- a. 監査等委員会の補助使用人は当社の業務執行に係る役職を兼務せず、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行する。
- b. 監査等委員会の補助使用人の人事異動・人事評価・懲戒処分には、監査等委員会の事前承認を得る。

⑧当社及び子会社の取締役及び使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制及び当社の監査等委員会または子会社の監査役に報告した者が報告をしたことを理由として不利益を受けないことを確保するための体制

- a. 当社及び子会社の取締役及び使用人は、会社の信用を著しく低下させる事項及び会社の業績を著しく悪化させる事項が発生し、または発生する恐れがあるとき、役職員による違法または不正な行為を発見したときは速やかに所属する会社の監査等委員会または監査役に報告を行うこととし、その徹底を図る。子会社において、監査役がこれらの報告を受けた場合は、ただちに当社の監査等委員会へ報告する。  
また、当社及び子会社において内部通報制度による通報があった場合、ただちに当社の監査等

委員会へ報告される。

- b. 前項の報告者に対し、報告を理由とした不利益な取扱いを行わない旨を当社及び子会社のコンプライアンス・ホットライン規程に定めて徹底する。

⑨監査等委員の職務の執行について生ずる費用の処理の方針その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続き、その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理は、監査等委員からの申請に基づき適切に行う。
- b. 監査等委員会は、代表取締役社長、会計監査人、CIU室、グループ内部監査室、監査等委員会室及び子会社監査役と連携を強め、必要に応じて随時意見交換会を開催する。

## (2) 運用状況

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

### ①内部統制システム全般

当社及び子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社のCIU室、グループ内部監査室及び内部統制委員会（当事業年度は3回開催）がモニタリングし、改善を進めております。

グループ内部監査室及び内部統制委員会は金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を行っております。

当社のCIU室及びグループ内部監査室は、子会社に対し、業務遂行の適正性、妥当性、適法性を確保するために、監査計画に基づき内部監査を実施しております。その監査結果については、取締役及び執行役員に報告し、再発防止策の協議を行っております。

### ②コンプライアンス

グループの全役職員の行動指針として「パソナグループ企業行動憲章」を定め、役職員に対する階層別の定期的なコンプライアンス研修を実施しております。また、当社及び子会社全体で共有する「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、コンプライアンスの徹底という基本原則をより確実に実施することを目的として、「パソナグループ行動規範」を規定しております。

法令遵守体制の点検・強化を当社のコンプライアンス委員会（当事業年度は12回開催）が中心となって実施し、当社及び子会社におけるコンプライアンス体制・状況等について、取締役会への報告を行っております。

「社会の問題点を解決する」という企業理念のもと、社会的責任（CSR）を果たすために、コンプライアンス委員会で当社及び子会社のコンプライアンスに関する課題の把握とその対応策の立案・実施をしており、重要な法令違反が発生した場合もしくは発生の恐れがある場合には、当該子会社と連携し、調査・是正・勧告措置を実施しております。

法令違反・不正行為等の早期発見及びそれらを未然に防止することで当社の社会的信頼を維持することを目的とし、パソナグループ・コンプライアンス・ホットライン規程を制定し、当社ホットライン事務局及び第三者機関を窓口とした内部通報制度「パソナグループ・コンプライアンス・ホットライン」を当社ならびに国内及び海外子会社に設置しており、通報内容がただちに当社の監査等委員会に報告される体制を整備しております。また、パソナグループ・コンプライアンス・ホットライン規程に通報者が不利益を受けない旨を規定しております。

### ③リスク管理

当社の危機管理に関する基本的事項について定め、経営に重大な影響を及ぼす危機を未然に防止すること、及び万一発生した場合の被害の極小化を図ることを目的として、リスクマネジメント規程を制定し、当社グループのリスクに関する統括組織、リスクマネジメント委員会（当事業年度は1回開催）を設置しております。

危機管理マニュアルに基づき、予めリスクマネジメント委員会が具体的なリスクを一元的に想定・分類し、重要リスクを特定することにより、リスクの未然防止とともに万一発生した場合の迅速かつ的確な対応を図っております。また、災害を想定した訓練も適宜行っております。

### ④子会社経営管理

子会社の経営管理につきましては、当社の経営企画部にて子会社の経営管理体制を整備、統括するとともに、子会社との間で締結した「グループ経営契約」に則り、同契約が定める事前協議事項について、それぞれの当社の主管部門が、子会社から事前に承認申請または報告を受ける体制を整えております。

また、子会社が行う重要な業務執行については、当社の取締役会及び経営会議で審議・報告を実施しております。

当社のCIU室及びグループ内部監査室は、子会社に対する監査を実施しており、グループ経営に対応した効率的なモニタリングを実施しております。

### ⑤取締役の職務執行

「パナソニックグループ企業行動憲章」や役員取扱規程等の社内規程を制定し、取締役が法令及び定款に則って行動するように徹底しており、組織規程に業務分掌、職務権限を定め、これにより責任の明確化ならびに効率的な業務の遂行を図っております。

法令で定められた事項及び経営に関する重要事項については、事前に経営会議にて議論したうえで、取締役会に付議しております。当事業年度においては、取締役会は16回開催されており、活発な議論・意見交換がなされ、意思決定及び監督の実効性確保に努めております。

また、社外取締役を複数名選任し、かつ、取締役会等を通じて社外取締役から積極的な発言が行われる機会を設けることで、監督機能を強化しております。

### ⑥監査等委員会

社外取締役を含む監査等委員は、取締役会への出席及び常勤監査等委員による経営会議及びその他の重要会議への出席を通じて、内部統制委員会や内部統制に係る組織が担当する内部統制の整備、運用状況を確認しております。また、会計監査人、CIU室及びグループ内部監査室などの内部統制に係る組織と必要に応じて双方向的な情報交換を実施することで当社の内部統制システム全般をモニタリングするとともに、より効率的な運用について助言を行っております。

専任の補助使用人が所属する監査等委員会室を監査等委員会の直轄下に設置し、執行部門の組織から分離させており、補助使用人の異動、処遇等の人事事項は監査等委員会の事前承認を得たうえで、実施しております。

## 【 連結株主資本等変動計算書 】

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2020年6月1日残高	5,000	14,013	14,789	△2,442	31,360
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	－	－	△758	－	△758
親会社株主に帰属する 当期純利益	－	－	6,784	－	6,784
株式給付信託による 自己株式の処分	－	－	－	24	24
連結範囲の変動	－	14	△14	－	0
持分法の適用範囲の 変動	－	－	△0	－	△0
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動	－	3	－	－	3
連結子会社の増資による 持分の増減	－	△0	－	－	△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	－	－	－	－	－
連結会計年度中の変動額合計	－	16	6,012	24	6,052
2021年5月31日残高	5,000	14,029	20,801	△2,417	37,413

	その他の包括利益累計額				新 予 約	株 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計				
2020年6月1日残高	499	△90	41	451	－	10,504	42,316	
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当	－	－	－	－	－	－	△758	
親会社株主に帰属する 当期純利益	－	－	－	－	－	－	6,784	
株式給付信託による 自己株式の処分	－	－	－	－	－	－	24	
連結範囲の変動	－	－	－	－	－	－	0	
持分法の適用範囲の 変動	－	－	－	－	－	－	△0	
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動	－	－	－	－	－	－	3	
連結子会社の増資による 持分の増減	－	－	－	－	－	－	△0	
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	194	100	△5	290	4	1,114	1,410	
連結会計年度中の変動額合計	194	100	△5	290	4	1,114	7,462	
2021年5月31日残高	694	10	36	741	4	11,619	49,779	

## 【 連結注記表 】

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の状況

- ① 連結子会社の数 62社
- ② 主要な連結子会社の名称

株式会社パソナ  
株式会社ベネフィット・ワン  
ビーウィズ株式会社  
株式会社パソナテック  
パソナ・パナソニック ビジネスサービス株式会社  
株式会社ニジゲンノモリ

- ③ 新規 4社

設立： Pasona Oversea Recruitment (Thailand)Co., Ltd.

株式会社パソナ知財信託  
株式会社パソナ日本創生大学校

株式取得： 株式会社More-Selections

- ④ 除外 9社

株式会社パソナテックシステムズ(注) 1  
株式会社パソナジョブサポート(注) 2  
株式会社パソナデジタルソリューションズ(注) 3  
株式会社パソナJOB HUB(注) 4  
株式会社パソナ顧問ネットワーク(注) 4  
株式会社パソナマーケティング(注) 5  
株式会社パソナHRコンサルティング(注) 5  
株式会社パソナ岡山(注) 5  
株式会社丹後王国(注) 6

- (注) 1. 当社の連結子会社である株式会社パソナテックと合併し、消滅しております。
2. 当社の連結子会社である株式会社パソナヒューマンソリューションズと合併し、消滅しております。なお、株式会社パソナヒューマンソリューションズは株式会社パソナHSに商号変更しております。
3. 当社の連結子会社である株式会社パソナと合併し、消滅しております。なお、事業については、当社の連結子会社である株式会社パソナテックが承継しております。
4. 当社の連結子会社である株式会社パソナフォーチュンと合併し、消滅しております。なお、株式会社パソナフォーチュンは株式会社パソナJOB HUBに商号変更しております。
5. 当社の連結子会社である株式会社パソナと合併し、消滅しております。
6. 清算終了により、連結の範囲から除外しております。なお、事業の一部については、当社の連結子会社である株式会社丹後王国ブルワリーが承継しております。

#### (2) 非連結子会社の状況

- ① 非連結子会社の数 13社
- ② 主要な非連結子会社の名称

株式会社パソナフォース

- ③ 連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。



## 2. 持分法の適用に関する事項

### (1) 持分法適用会社の状況

① 持分法適用会社の数 10社

② 主要な持分法適用会社の名称

株式会社イー・スタッフィング  
株式会社全国試験運営センター  
サークレイス株式会社(注)1

③ 新規 1社

株式取得：株式会社トラスト(注)2

④ 除外 2社

株式会社バイオアグリ(注)3  
株式会社デジバナ(注)4

(注)1. 株式会社パソナキーラから商号を変更しております。

2. 当社の連結子会社である株式会社ベネフィット・ワンが、新たに株式を取得しております。

3. 清算終了により、持分法適用の範囲から除外しております。

4. 当社の連結子会社である株式会社ベネフィット・ワンが、株式の全部を売却したため、持分法適用の範囲から除外しております。

### (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社

① 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の数 9社

② 主要な持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称

株式会社パソナフォース

③ 持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等不及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法適用の範囲から除外しております。

## 3. 会計方針に関する事項

### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

・商品 主に移動平均法

・貯蔵品 最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

・建物（附属設備を含む）及び構築物

定額法（ただし、2016年3月31日以前に取得した建物附属設備及び構築物は定率法）

・その他の有形固定資産

主に定率法

② 無形固定資産（リース資産を除く）

・ソフトウェア 社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法

・顧客関係資産 その効果の発現する期間（8～10年）に基づく定額法

③ リース資産

・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 役員株式給付引当金

「役員株式給付規程」に基づく取締役及び役付執行役員への株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

⑤ 従業員株式給付引当金

「株式給付規程」に基づく従業員等への株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に充てるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、発生年度の翌連結会計年度に一括損益処理しております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間（3～10年）を見積もり、均等償却を行っております。のれんの金額が僅少なものについては、発生時に一括償却をしております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として、繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしているため、金利スワップは特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ

ヘッジ対象：借入金

③ ヘッジ方針

金利等の相場変動リスクの軽減、資金調達コストの低減、または将来のキャッシュ・フローを最適化するためにデリバティブ取引を行っております。短期的な売買差益の獲得や投機を目的とするデリバティブ取引は行わない方針であります。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を半期毎に比較し、両者の変動額を基礎にして、ヘッジの有効性を評価することとしております。なお、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、ヘッジの有効性の評価を省略しております。

(8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(9) 連結納税制度の適用

当社及び一部の連結子会社は、連結納税制度を適用しております。

(10) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(表示方法の変更に関する注記)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度から適用し、連結注記表に（会計上の見積りに関する注記）を記載しております。

(会計上の見積りに関する注記)

地方創生ソリューションセグメントに属する固定資産の評価

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位:百万円)

	科目名	金額
有形固定資産	建物	3,111
	構築物	3,000
	土地	141
	リース資産	75
	建設仮勘定	1,759
	その他	535
有形固定資産合計		8,624
無形固定資産	ソフトウェア	74
	リース資産	14
	その他	4
無形固定資産合計		92
投資その他の資産	その他	95
投資その他の資産合計		95
固定資産合計		8,812

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当連結会計年度の連結計算書類に計上されている有形固定資産、無形固定資産等合計25,777百万円のうち8,812百万円は、地方創生ソリューションセグメントに属する複数の商業施設運営事業に関する固定資産であり、当連結会計年度において減損損失を2,502百万円計上しております。減損損失に至った主な経緯は、連結注記表の（連結損益計算書に関する注記）に記載しております。

地方創生ソリューションセグメントについては、主に、各商業施設を資産のグルーピング単位としております。固定資産減損損失の認識要否を判断するに当たっては、経営者により承認された資金生成単位ごとの事業計画を基礎として割引前将来キャッシュ・フローを算定し、加重平均資本コストを割引率とした使用価値を回収可能価額としております。

割引前将来キャッシュ・フローや使用価値の見積りにおける重要な仮定は、事業計画における利用者数の拡大による成長及び割引率であります。

当該セグメントは、人件費等の固定的な費用が多く、商業施設の開設後に利用者数が一定水準に至るまでの期間において費用負担が先行するため営業損失が継続している状況にあります。また、天候や災害等の影響で利用者が減少する可能性や、利用者への訴求力増加施策が不十分であった場合や利用者の高い満足度を得られない場合に利用者数が想定を下回る可能性があります。

新型コロナウイルス感染症により、特に飲食事業やアミューズメント事業、宿泊事業を展開する当該セグメントは、各施設で感染拡大防止の措置を講じながらも、営業休止や時短営業などの影響を受けております。その中でも特に淡路島においては、近隣地域からの三密を避けた自然豊かな日帰り・ショートステイの行楽先としての支持を受け、施設によって業況は異なりますが、堅調に推移している施設もあります。今後の収束時期等を正確に予想することは困難な状況にあります。固定資産の減損会計等の会計上の見積りについては、現状の業況ならびに連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づき、今後ワクチン接種の進展に伴い、近隣地域を中心とした国内観光の需要は回復していくと仮定して見積りを行っております。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化した場合など、固定資産の減損会計に係る仮定に変更が生じることにより、翌連結会計年度において、固定資産の減損損失の計上が必要となる可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 現金及び預金

「現金及び預金」の中には、受託案件に係る顧客からの一時的な預り金が含まれており、当社グループによる使用が制限されております。なお、これに見合う以下の債務が流動負債の「その他」に含まれております。

預り金	1,989百万円
-----	----------

2. 担保資産

(1) 担保に供している資産(帳簿価額)

建物	501百万円
土地	25百万円
計	527百万円

(2) 担保に係る債務(帳簿価額)

短期借入金	90百万円
長期借入金	1,485百万円
計	1,575百万円

3. 有形固定資産の減価償却累計額 14,450百万円

(連結損益計算書に関する注記)

減損損失

1. 減損損失を計上した主な資産グループの概要

場所	用途	種類
兵庫県淡路市 他	商業用	建物及び構築物 等
三重県松阪市 他	事業用・オフィス用	建物及び工具器具備品 等

2. 減損損失に至った主な経緯

連結子会社において、足もとの業績状況や新型コロナウイルス感染症の影響を加味して、今後の事業計画を見直した結果、回収可能価額が帳簿価額を下回ったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、その当該減少額を減損損失として計上しております。また、当社の一部商業用資産において、本社関連資産としても使用する用途変更の意思決定をしたことに伴い、将来の事業計画を見直した結果、回収可能価額が帳簿価額を下回ったため、その帳簿価額全額を減損損失として計上しております。

3. 減損損失の金額

(単位:百万円)

種類	金額
建物	1,978
構築物	529
機械装置 (注)	127
工具器具備品 (注)	206
ソフトウェア	115
その他の資産	281

(注)「機械装置」「工具器具備品」は、連結貸借対照表上、有形固定資産の「その他」に含めております。

4. 資産のグルーピングの方法

当社グループは、原則として独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として法人を基本単位として資産のグルーピングをしておりますが、一部においては、内部管理上採用している事業区分により資産のグルーピングをしております。

5. 回収可能価額の算定方法

上記資産グループの回収可能価額は、使用価値または正味売却価額により測定しております。使用価値は将来キャッシュ・フロー(割引率は4.99~5.12%)に基づき算定しており、将来キャッシュ・フローが見込めないものについては零としております。正味売却価額については固定資産税評価額などに基づき算定しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度 期末株式数 (株)
普通株式	41,690,300	—	—	41,690,300

2. 自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度 期末株式数 (株)
普通株式	2,574,776	—	23,877	2,550,899

- (注) 1. 当連結会計年度末の自己株式（普通株式）には、株式給付信託（BBT）が保有する当社株式452,100株及び株式給付信託（J-ESOP）が保有する当社株式305,752株が含まれております。
2. 自己株式（普通株式）の株式数の減少23,877株は、株式給付信託（BBT）の給付による減少15,500株及び株式給付信託（J-ESOP）の給付による減少8,377株による減少であります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2020年7月17日 取締役会	普通株式	利益剰余金	758百万円	19円	2020年5月31日	2020年8月6日

(注) 「配当金の総額」には、株式給付信託（BBT）及び株式給付信託（J-ESOP）が基準日時点で保有していた当社株式に対する配当金14百万円が含まれております。

(2) 当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2021年7月15日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,196百万円	30円	2021年5月31日	2021年8月6日

(注) 「配当金の総額」には、株式給付信託（BBT）及び株式給付信託（J-ESOP）が保有する当社株式に対する配当金22百万円が含まれております。

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金調達についてはグループCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）によるグループ資金の有効活用を図る一方で金融機関からの借入及び社債発行も行っております。また、資金運用については、その対象を十分な流動性を有する安全性の高い短期の預金等に限定しております。なお、デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、大半が取引先企業との業務または資本提携等に関連する株式であり、市場価額の変動リスクに晒されている有価証券も一部ございます。

営業債務である買掛金及び未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。ヘッジの有効性の評価方法は、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスクの管理

営業債権に係る信用リスクについては、各社の社内規程に従い、期日・残高管理を行いつつスクリーニングも行っております。回収懸念先については月次の与信会議にて信用状況を把握する体制としております。

##### ② 市場リスクの管理

長期借入金の金利変動リスクについては、分割弁済によりその影響を緩和するとともに、当社財務経理部において管理しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っております。

上場株式については、四半期ごとに時価の把握を行うとともに、非上場株式については発行企業の財務状況を把握したうえで取引企業との関係を勘案しつつ保有状況の見直しをしております。

##### ③ 流動性リスクの管理

当社財務経理部ではグループ月次預金残高報告を受けるとともに、グループCMSにより各社の流動性リスクを随時管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価額に基づく価額のほか、市場価額のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。



## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年5月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

((注) 2を参照ください。)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額 (*)	時価 (*)	差額
(1) 現金及び預金	54,533	54,533	—
(2) 受取手形及び売掛金	44,267	44,267	—
(3) 未収還付法人税等	486	486	—
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	2,658	2,658	—
(5) 敷金及び保証金	6,751	6,746	△4
(6) 買掛金	(6,377)	(6,377)	—
(7) 短期借入金	(9,433)	(9,433)	—
(8) 未払金	(8,359)	(8,359)	—
(9) 未払費用	(15,152)	(15,152)	—
(10) 未払法人税等	(4,071)	(4,071)	—
(11) 未払消費税等	(7,187)	(7,187)	—
(12) 社債	(2,482)	(2,471)	(△10)
(13) 長期借入金	(20,990)	(20,827)	(△163)
(14) リース債務	(1,223)	(1,225)	(1)
(15) デリバティブ取引	—	—	—

(\*) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

### 資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 未収還付法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらは全て株式であり、その時価は取引所の価額によっております。

(5) 敷金及び保証金

主としてオフィスの賃借時に差し入れている敷金・保証金であり、償還予定時期を見積り、安全性の高い長期の債券の利回りで割引いた現在価値を算定しております。

### 負 債

(6) 買掛金、(7) 短期借入金、(8) 未払金、(9) 未払費用、(10) 未払法人税等、(11) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(12) 社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格の無いものであり、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割引いた現在価格により算定しております。また、当連結会計年度における社債には1年以内に返済予定のものも含んでおり、1年以内のものは連結貸借対照表上、流動負債の「その他」に含めております。

(13) 長期借入金

変動金利による借入については、短期間で市場金利を反映しており、また、当社の信用状態は実行後大きく変化していないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利による借入については、元利金の合計額を残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(14) リース債務

元利金の合計額を残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。また、連結貸借対照表上、流動負債に計上されているリース債務と固定負債に計上されているリース債務を合算した金額となっております。

(15) デリバティブ取引

金利スワップは特例処理を適用しており、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注) 2. 非上場株式(連結貸借対照表計上額2,303百万円)、投資事業有限責任組合への出資(連結貸借対照表計上額5百万円)については、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	974円 85銭
2. 1株当たり当期純利益	173円 36銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 株主資本において自己株式として計上されている「株式給付信託(BBT)」及び「株式給付信託(J-ESOP)」に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益の算定上、期末発行済株式総数及び期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

当連結会計年度における1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数及び期中平均株式数は、「株式給付信託(BBT)」は452,100株及び455,964株であり、「株式給付信託(J-ESOP)」は305,752株及び308,912株であります。

(追加情報)

## 1. 当社の株式給付信託

### (1) 株式給付信託 (BBT)

当社は、2015年8月19日開催の株主総会決議に基づき、2015年10月26日より業績連動型株式報酬制度として「株式給付信託 (BBT)」(以下「BBT制度」という。)を導入しており、その対象者は評価対象事業年度の9月1日時点において取締役(監査等委員である取締役、社外取締役及び非業務執行取締役を除く。)及び役付執行役員(監査等委員会設置会社移行直前に取締役であった者に限る。)として在任していた者(以下「取締役等」という。)としております。

#### ① 取引の概要

BBT制度の導入に際し、「役員株式給付規程」を制定しております。当社は、制定した役員株式給付規程に基づき、将来給付する株式を予め取得するために、信託銀行に金銭を信託し、信託銀行はその信託された金銭により当社株式を取得しました。

BBT制度は、役員株式給付規程に基づき、取締役等にポイントを付与し、そのポイントに応じて、取締役等に株式を給付する仕組みです。

企業会計基準委員会が公表した「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)を参考に取締役等に対しても同取扱いを読み替えて適用し、BBT制度に関する会計処理としては、信託の資産及び負債を企業の資産及び負債として貸借対照表に計上する総額法を適用しております。

役員株式給付規定に基づく取締役等への株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき役員株式給付引当金を計上しております。

#### ② 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、575百万円及び452,100株であります。

#### ③ 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

該当事項はありません。

### (2) 株式給付信託 (J-ESOP)

当社は、2015年10月26日より、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として当社従業員ならびに当社子会社の役員及び従業員(以下「従業員等」という。)に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託 (J-ESOP)」(以下「J-ESOP制度」という。)を導入しております。

#### ① 取引の概要

J-ESOP制度の導入に際し、「株式給付規程」を制定しております。当社は、制定した株式給付規程に基づき、将来給付する株式を予め取得するために、信託銀行に金銭を信託し、信託銀行はその信託された金銭により当社株式を取得しました。

J-ESOP制度は、株式給付規程に基づき、従業員等にポイントを付与し、そのポイントに応じて、従業員等に株式を給付する仕組みです。

企業会計基準委員会が公表した「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)を適用し、J-ESOP制度に関する会計処理としては、信託の資産及び負債を企業の資産及び負債として貸借対照表に計上する総額法を適用しております。

株式給付規定に基づく従業員等への株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株

式給付債務の見込額に基づき従業員株式給付引当金を計上しております。

② 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、387百万円及び305,752株であります。

③ 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

該当事項はありません。

## 2. 連結子会社の株式給付信託

### (1) 株式給付信託 (BBT)

当社の連結子会社である株式会社ベネフィット・ワン（以下「ベネフィット・ワン」という。）は、2016年6月29日開催の株主総会決議に基づき、2016年9月2日より、ベネフィット・ワン取締役（業務執行取締役に限る。以下同じ。）に対する業績連動型株式報酬制度として「株式給付信託 (BBT)」(以下「BBT制度」という。)を導入しております。

また、ベネフィット・ワンは、2019年6月25日開催の株主総会において、主として監査等委員会設置会社への移行に伴い、従前の監査役会設置会社における取締役に対するBBT制度に係る報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除くものとし、業務執行取締役に限る。以下同じ。）に対する業績連動型株式報酬に係る報酬枠の設定を改めて決議しております。

#### ① 取引の概要

BBT制度の導入に際し、「役員株式給付規程」を新たに制定しております。ベネフィット・ワンは、制定した役員株式給付規程に基づき、将来給付する株式を予め取得するために、信託銀行に金銭を信託し、信託銀行はその信託された金銭によりベネフィット・ワン株式を取得しました。

BBT制度は、役員株式給付規程に基づき、ベネフィット・ワン取締役にポイントを付与し、そのポイントに応じて、ベネフィット・ワン取締役に株式を給付する仕組みです。

企業会計基準委員会が公表した「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)を参考にベネフィット・ワン取締役に對しても同取扱いを読み替えて適用し、BBT制度に関する会計処理としては、信託の資産及び負債を企業の資産及び負債として貸借対照表に計上する総額法を適用しております。

「役員株式給付規定」に基づくベネフィット・ワン取締役へのベネフィット・ワン株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき役員株式給付引当金を計上しております。

#### ② 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

該当事項はありません。

### (2) 株式給付信託 (J-ESOP)

ベネフィット・ワンは、2016年7月28日開催の取締役会決議に基づき、2016年9月2日より、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、ベネフィット・ワン従業員ならびにベネフィット・ワン子会社の役員及び従業員（以下「従業員等」という。）に対して同社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託 (J-ESOP)」(以下「J-ESOP制度」という。)を導入しております。

#### ① 取引の概要

J-ESOP制度の導入に際し、「株式給付規程」を新たに制定しております。ベネフィット・ワ

ンは、制定した「株式給付規程」に基づき、将来給付する株式を予め取得するために、信託銀行に金銭を信託し、信託銀行はその信託された金銭によりベネフィット・ワン株式を取得しました。

J-ESOP制度は、「株式給付規程」に基づき、従業員等にポイントを付与し、そのポイントに応じて、従業員等に株式を給付する仕組みです。

企業会計基準委員会が公表した「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）を適用し、J-ESOP制度に関する会計処理としては、信託の資産及び負債を企業の資産及び負債として貸借対照表に計上する総額法を適用しております。

「株式給付規定」に基づく従業員等へのベネフィット・ワン株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき従業員株式給付引当金を計上しております。

- ② 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額  
該当事項はありません。

## 【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	株 主 資 本							自己株式	株主資本 合計
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰越利益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計			
2020年6月1日残高	5,000	5,000	9,785	14,785	2,764	2,764	△2,402	20,147	
事業年度中の変動額									
剰余金の配当	-	-	-	-	△758	△758	-	△758	
当期純利益	-	-	-	-	1,295	1,295	-	1,295	
株式給付信託による 自己株式の処分	-	-	-	-	-	-	24	24	
会社分割による変動額	-	-	△2,132	△2,132	-	-	-	△2,132	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	
事業年度中の変動額合計	-	-	△2,132	△2,132	537	537	24	△1,570	
2021年5月31日残高	5,000	5,000	7,653	12,653	3,302	3,302	△2,377	18,577	

	評価・換算差額等		純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2020年6月1日残高	0	0	20,148
事業年度中の変動額			
剰余金の配当	-	-	△758
当期純利益	-	-	1,295
株式給付信託による 自己株式の処分	-	-	24
会社分割による変動額	-	-	△2,132
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	0	0	0
事業年度中の変動額合計	0	0	△1,569
2021年5月31日残高	1	1	18,578

## 【 個別注記表 】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

##### ① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

##### ② その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価額等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

#### (2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

#### (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

・建物（附属設備を含む）及び構築物

定額法（ただし、2016年3月31日以前に取得した建物附属設備及び構築物は定率法）

・その他の有形固定資産

定率法

#### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア 社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法

#### (3) リース資産

・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

### 3. 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

### 4. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- (2) 賞与引当金  
従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- (3) 役員賞与引当金  
役員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。  
なお、当事業年度末における計上はありません。
- (4) 役員株式給付引当金  
「役員株式給付規程」に基づく取締役及び役付執行役員への株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
- (5) 従業員株式給付引当金  
「株式給付規程」に基づく従業員等への株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
- (6) 退職給付引当金  
従業員の退職給付に充てるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異の費用処理方法  
数理計算上の差異は、発生年度の翌事業年度に一括損益処理しております。
5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- (1) 重要なヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法  
原則として、繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしているため、金利スワップは特例処理によっております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象  
ヘッジ手段：金利スワップ  
ヘッジ対象：借入金
- ③ ヘッジ方針  
金利等の相場変動リスクの軽減、資金調達コストの低減、または将来のキャッシュ・フローを最適化するためにデリバティブ取引を行っております。短期的な売買差益の獲得や投機を目的とするデリバティブ取引は行わない方針であります。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法  
ヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を半期毎に比較し、両者の変動額を基礎にして、ヘッジの有効性を評価することとしております。なお、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、ヘッジの有効性の評価を省略しております。
- (2) 退職給付に係る会計処理  
退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。
- (3) 消費税等の会計処理  
消費税等の会計処理は税抜方式によっております。



(4) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(5) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(表示方法の変更に関する注記)

1. 貸借対照表

前事業年度において、「流動資産」の「その他」に含めておりました「CMS預け金」(前事業年度2,719百万円)は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

2. 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度から適用し、個別注記表に(会計上の見積りに関する注記)を記載しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 地方創生ソリューションセグメントに属する固定資産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	科目名	金額
有形固定資産	建物	953
	構築物	152
	工具、器具及び備品	105
	土地	113
	リース資産	2
	建設仮勘定	568
有形固定資産合計		1,896
無形固定資産	ソフトウェア	6
	その他	1
無形固定資産合計		8
固定資産合計		1,904

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当事業年度の計算書類に計上されている有形固定資産及び無形固定資産合計7,956百万円のうち、1,904百万円は地方創生ソリューションセグメントに属する固定資産であり、当事業年度において、減損損失を468百万円計上しております。減損損失に至った経緯ならびに固定資産の減損会計等の見積りについては、「連結注記表(会計上の見積りに関する注記)」に記載しているため、注記を省略しております。

## 2. 地方創生ソリューションセグメントに属する関係会社株式の評価

### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

科目名	金額
関係会社株式	2,281

### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当事業年度の計算書類に計上されている関係会社株式31,168百万円には、市場価額がなく時価を把握することが極めて困難と認められる株式が含まれております。そのうち、地方創生ソリューションセグメントに属する関係会社株式が2,281百万円含まれており、当事業年度において、関係会社株式評価損を2,374百万円計上しております。

市場価額のない関係会社株式の減損処理の要否は、取得原価と実質価額とを比較することにより判定されており、実質価額が取得原価に比べ50%以上低下したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、実質価額まで減損処理する方針としております。減損判定の基礎となる実質価額の算定にあたっては、子会社が保有する固定資産に関する減損の認識の要否を考慮する必要があり、その見積りの内容に関する情報については、連結計算書類の「連結注記表（会計上の見積りに関する注記）」に記載しております。

子会社が保有している固定資産について減損損失の認識が必要と判断された場合、実質価額の算定及び投資の評価損の金額に大きな影響が生じる可能性があり、更に実質価額がマイナスとなった場合には当該会社への債権及び債務保証に係る損失やこれらを超えて当該会社で発生する損失の負担に備えるため、損失見込み額に対する引当金の計上が必要になる可能性があります。

### (貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	2,914百万円
2. 保証債務	
借入金に対する債務保証	
株式会社ニジゲンノモリ	1,760百万円
ファシリティローンに対する債務保証	
PT Dutagriya Sarana	38百万円
旅行業代理店業務に対する債務保証	
長崎ダイヤモンドスタッフ株式会社	9百万円
3. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務	
関係会社に対する短期金銭債権	6,151百万円
関係会社に対する短期金銭債務	27,990百万円
関係会社に対する長期金銭債権	470百万円
関係会社に対する長期金銭債務	0百万円

### (損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高の総額	
売上高	12,400百万円
売上原価	22百万円
販売費及び一般管理費	2,415百万円
営業取引以外の取引高	305百万円

## 2. 減損損失

### (1) 減損損失を計上した主な資産グループの概要

場所	用途	種類
兵庫県淡路市	商業用	土地及び構築物 等

### (2) 減損損失に至った主な経緯

一部商業用資産において、本社関連資産としても使用する用途変更の意思決定をしたことに伴い、将来の事業計画を見直した結果、回収可能価額が帳簿価額を下回ったため、その帳簿価額全額を減損損失として計上しております。

### (3) 減損損失の金額

(単位：百万円)

種類	金額
建物	359
構築物	29
工具、器具及び備品	55
土地	24
無形固定資産等	0

### (4) 資産のグルーピングの方法

当社は、原則として独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として法人を基本単位として資産のグルーピングをしておりますが、一部においては、店舗を基本単位として資産のグルーピングをしております。

### (5) 回収可能価額の算定方法

上記資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないため零としております。

## 3. 関係会社株式評価損

地方創生ソリューション事業を行う株式会社ニジゲンノモリを含む連結子会社の株式について、減損処理を行ったことによるものであります。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度 期末株式数 (株)
普通株式	2,574,776	—	23,877	2,550,899

- (注) 1. 当事業年度末の自己株式（普通株式）には、株式給付信託（BBT）が保有する当社株式452,100株及び株式給付信託（J-ESOP）が保有する当社株式305,752株が含まれております。
2. 自己株式（普通株式）の株式数の減少23,877株は、株式給付信託（BBT）の給付による減少15,500株及び株式給付信託（J-ESOP）の給付による減少8,377株によるものであります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減価償却超過額	275百万円
貸倒引当金	49百万円
賞与引当金	89百万円
未払事業所税	6百万円
未払費用	2百万円
会社分割に伴う関係会社株式	843百万円
関係会社株式評価損	3,152百万円
繰越欠損金	1,237百万円
資産除去債務	52百万円
その他	230百万円
繰延税金資産小計	<u>5,940百万円</u>
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△1,237百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△4,574百万円
評価性引当額小計	<u>△5,811百万円</u>
繰延税金資産合計	<u>129百万円</u>

繰延税金負債

未収事業税	△4百万円
前払年金費用	△17百万円
その他有価証券評価差額金	△0百万円
資産除去債務	△36百万円
その他	△49百万円
繰延税金負債合計	<u>△108百万円</u>

繰延税金資産の純額

20百万円

## (関連当事者との取引に関する注記)

## 1. 当社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 または 出資金 (百万円)	事業の内容	関連 当事者 との関係	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社 パナソ	東京都 千代田区	100	人材派遣、 委託・請負、 人材紹介、 再就職支援 事業	経営管理 資金の 貸付及び 預り 役員の兼任 (1名)	所有 直接100.0	資金の回収	660	短期 貸付金	660
							利息の受取	9	長期 貸付金	330
									その他の 流動資産 (未収収 益)	2
							資金の預り (注) 2	8,703	CMS 預り金	15,989
							利息の支払	17		
							経営企画収入 (注) 1	2,059	売掛金	242
							配当収入	5,500		
子会社	株式会社 ベネフィット・ワン	東京都 千代田区	1,527	福利厚生 代行サー ビス事業	資金の預り 役員の兼任 (1名)	所有 直接50.92	資金の預り (注) 2	4,502	CMS 預り金	4,502
							利息の支払	9		
							配当収入	2,030	売掛金	-
子会社	株式会社 パソナ テック	東京都 千代田区	100	人材派遣、 委託・請負、 人材紹介事 業	経営管理 資金の預り	所有 直接100.0	資金の預り (注) 2	948	CMS 預り金	1,019
							利息の支払	1		
子会社	株式会社 ニジゲンノ モリ	兵庫県 淡路市	100	アニメパー ク「ニジゲ ンノモリ」 の運営、地 方創生事業 等	資金の預け 増資の引受 役員の兼任 (1名) 債務の保証	所有 直接99.89 間接0.11	資金の預け (注) 2	2,284	CMS 預け金	3,498
							利息の受取	9		
							増資の引受 (注) 3	1,699	-	-
							債務の保証 (注) 4	1,760	-	-
子会社	株式会社 パソナH S	東京都 千代田区	100	人材派遣、 委託・請負、 人材紹介、 再就職支援 事業	経営管理 資金の預り	所有 間接100.0	資金の預り (注) 2	847	CMS 預り金	857
							利息の支払	1		
子会社	株式会社 パソナ スマイル	兵庫県 淡路市	30	アミューズ メント施設 の運営、文 化創造事 業、地方創 生事業等	吸収分割 担保の受入 役員の兼任 (1名)	所有 直接100.0	移転資産合計 移転負債合計 (注) 5	2,198 66	-	-
							担保の受入 (注) 6	1,575	-	-
子会社	パナソニック ビジネスサー ビス株式会社	大阪府 大阪市	20	総務事務 アウトソー シング事業	資金の預り 役員の兼任 (1名)	所有 直接66.50	資金の預り (注) 2	1,216	CMS 預り金	1,109
							利息の支払	2		
子会社	株式会社 丹後王国	京都府 京丹後市	-	地方創生 事業	なし	なし	債権放棄 (注) 7	1,174	-	-

取引金額は消費税抜きの金額で、期末残高は消費税等込みの金額で表示しております。

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 経営企画収入の金額については、グループ会社経営管理のための当社の必要経費を基準として合理的に決定しております。
2. 資金の預け及び預りは、当社が当社グループ各社との間で契約締結しているCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）に係るものであり、利息は市場金利を勘案して合理的に決定しております。また、取引金額は期中平均残高を記載しております。
3. 当社が株式会社ニジゲンノモリに対して1株につき6,140円で出資したものであります。
4. 株式会社ニジゲンノモリの借入金に対する債務保証を行ったものであります。
5. 2020年6月1日をもって、無対価吸収分割の方法により当社は株式会社パソナスマイルへ淡路島における飲食事業の一部を移転しております。
6. 金融機関からの借入金に対して、株式会社パソナスマイルの一部の資産について担保提供を受けております。
7. 債権放棄については、株式会社丹後王国の清算終了により行ったものであります。これに伴い、同社に対して前事業年度に計上していた貸倒引当金1,153百万円を取り崩しております。
8. その他の取引条件については、当社と関連を有しない他社とほぼ同様の条件あるいは市場価額を勘案して一般取引条件または協議により決定しております。

## 2. 当社の役員及び主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 または 出資金 (百万円)	事業の内容	関連 当事者 との関係	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及び その近親 者が代表 理事を務 める財団 法人	一般財団法人 パソナ 令和財団	東京都 千代田区	—	(注) 1	—	—	寄付	18	—	—

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 当該財団の活動目的は、障がいのある人の芸術、スポーツ等の活動の普及と振興を図り、芸術活動等を通じた生きがいづくりを促進し、障がいのある人の福祉の増進に寄与することであり、
2. 財団への寄付金拠出額については、取締役会の承認に基づき決定しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

- |               |          |
|---------------|----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 474円 67銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 33円 10銭  |

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 株主資本において自己株式として計上されている「株式給付信託 (BBT)」及び「株式給付信託 (J-ESOP)」に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益の算定上、期末発行済株式総数及び期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

当事業年度における1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数及び期中平均株式数は、「株式給付信託 (BBT)」は452,100株及び455,964株であり、「株式給付信託 (J-ESOP)」は305,752株及び308,912株であります。

(追加情報)

1. 株式給付信託 (BBT)

取締役 (監査等委員である取締役、社外取締役及び非業務執行取締役を除く。) 及び役付執行役員 (監査等委員会設置会社移行直前に取締役であった者に限る。) に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、「連結注記表 (追加情報)」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

2. 株式給付信託 (J-ESOP)

当社従業員ならびに当社子会社の役員及び従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、「連結注記表 (追加情報)」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。